

電子公証サービス導入事例

昭和電工株式会社 様

無形資産の管理・活用は事業成功の重要なポイントです。当社では電子公証登録の導入で無形資産の確保に努めています。

公証登録のための準備が容易である。
公証登録した資料の管理が容易である。
大量のデータ登録が可能である。
情報が漏洩する心配がなく安全である。

事業内容 : 無機・アルミと有機の技術を活かした「個性派化学品」の製造・販売
資本金 : 182,146百万円(2021年12月31日現在)
従業員数 : 連結:26,054名 単独:3,298名(出向者除く)



ニチアス株式会社 様

知的財産の保護及び管理又は他社特許の尊重に電子公証を利用して、コンプライアンスの徹底の手段としています。

公証役場に行かずにマウスのドラッグだけで簡単に公証できる。
公証する文書を印刷・封入する等の手間がかからない。
公証を行った書類をいつでも確認することができる。

事業内容 : フッ素樹脂を中心とした高機能樹脂製品
耐火断熱材、ガスケット・パッキンなどのシール材、自動車部品、建材等の製造販売
耐火・断熱・防音工事等
資本金 : 121億2,835万2,879円(2021年3月末現在)
従業員数 : 連結:6,337名 単独:1,766名(同上)

住友ベークライト株式会社 様 / 住ベリサーチ株式会社 様

電子公証サービスを現行の電子文書管理システムに連携させて利用しています。

ドラッグ&ドロップの簡便な操作により電子公証ができる。
電子ファイルの形式を問わない。
電子文書管理システムのファイルとの関連付けが容易である。

事業内容 : 半導体、電子部品、自動車、建材、包装、医療などの分野で利用される各種プラスチック製品の総合メーカー
資本金 : 37,143百万円(2021年3月31日)
従業員数 : 単独 : 1,612名 連結 : 7,937名(同上)



日本たばこ産業株式会社 様

当社の多岐に渡る製品に対しては、将来様々な知財リスクが想定されます。それらのリスクに対抗するため、大量の証拠を、効率よく残していく必要がありました。

電子公証システムは…
・操作が簡便
・社内PCからいつでも利用可能
・サーバに保管したデータの検索が可能
・サーバにデータが保管され、引継ぎ等によるデータの漏れ等がなし

事業内容 : たばこ事業、医薬事業、食品事業の3つの事業を柱として、世界約120カ国でビジネスを展開
資本金 : 1,343,494百万円(2021年12月31日現在)
従業員数 : 単体 : 7,154人 連結 : 55,381人(同上)

医療法人社団 順江会 江東病院 様

電子公証サービスを利用する事で、厚労省のガイドラインに添った電子化保存を可能にし、医療データの真正性と保全性を確保しています。

低コスト、短期間での導入
ペーパーレスによるカルテの保管スペースや出し入れに関わる人件費の削減
真正性と保全性の確保※1(電子署名とタイムスタンプ利用)

※1 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(厚労省)を参照

事業内容 : 総合病院
病床数 : 286床
職員数 : 641名(2019年4月現在)



*記載の社名や商品名は、各社の商標または登録商標です。

KOKUYO コクヨ株式会社 様



ひらめき・はかどり・こころよき
(導入当時 コクヨS&T株式会社 様)
@Tovasの信頼を、(株)日本電子公証機構のサービスが支えています。

ユーザーの利用ログを電子公証。
@Tovasユーザー様の信頼感を増大。

事業内容 : 紙製品、文房具、PC関連用品の製造・仕入れ及び販売
オフィス消耗品購買システム「@office」の普及・促進
文書・情報等、ドキュメント管理のトータルソリューション
資本金 : 158億円(2021年12月末現在)
従業員数 : 連結 : 6,825名、単体 : 2,207名(同上)

電子公証サービスに関する詳しい情報はこちらへ
<https://jnotary.com/>



〒130-0013 東京都墨田区錦糸二丁目14番6号
TEL 03-5819-3871 FAX 03-5819-3873
E-mail info@jnotary.com

システムコンサルタントに関する詳しい情報はこちらへ
<https://www.ksc.co.jp/>

株式会社 システム コンサルタント

〒130-0013 東京都墨田区錦糸二丁目14番6号
TEL 03-3829-4453 FAX 03-3829-4464
E-mail sales-info@ksc.co.jp

日本電子公証機構は、電子ファイルの
「だれが」「なにを」「いつ」「だれと」を
第三者の立場として、証明します。



 株式会社
日本電子公証機構
Digital Notarization Authority
デジタル社会の安全・安心に貢献する

専門の第三者機関として、デジタル情報の証拠力向上に貢献します。

作成者の本人性が証明された環境で電子ファイルの原本性を確保し電子キャビネットに保存。
さらにこれらのファイルを許可した相手に対して安全に共有することができます。

Business Line

1. 電子公証サービス

- **先使用权立証支援サービス**
秘匿された技術情報が、他者の出願以前に存在していたことを第三者の立場で証明
- **音声ログファイル保全証明サービス**
電話等から録音された音声情報の非改ざんを第三者の立場で証明
- **電子請求支援サービス**
電子請求システム構築支援を目的として、セキュア交換及び電子署名を実現するサービス
- **電子ファイル保存サービス**
お客様の電子ファイルをお預かりして安全に保存するサービス
- **電子ファイル共有交換サービス**
電子ファイル保存サービスによって保存した電子ファイルを他者と共有交換するサービス
- **ホームページ公開ファイル改ざん監視サービス**
ホームページに公開した電子ファイルを定期監視するサービス
- **営業秘密原本証明サービス**
営業秘密の存在（だれ、いつ、非改ざん）を第三者の立場で証明
- **カルテ電子化保存支援サービス**
カルテ電子化の非改ざん証明に貢献します
- **アクセスログ保全証明サービス**
システム上毎日出力されるログの非改ざんを第三者の立場で証明
- **電子ファイル保全証明サービス**
電子ファイルが改ざんされることなく保全されていることを第三者の立場で証明

2. 電子公証付ソリューション

- **電子ラボノートシステムソリューション**
電子公証機能付の電子ラボノートシステムを提供
- **営業秘密管理システムソリューション**
電子公証機能付の営業秘密管理システムを提供
- **ファイル管理システムソリューション**
電子公証機能付のファイル管理システムを提供

3. 電子認証サービス

- **ビジネスユース 電子証明書発行サービス**
当社の認証業務運用規程に基づく電子証明書

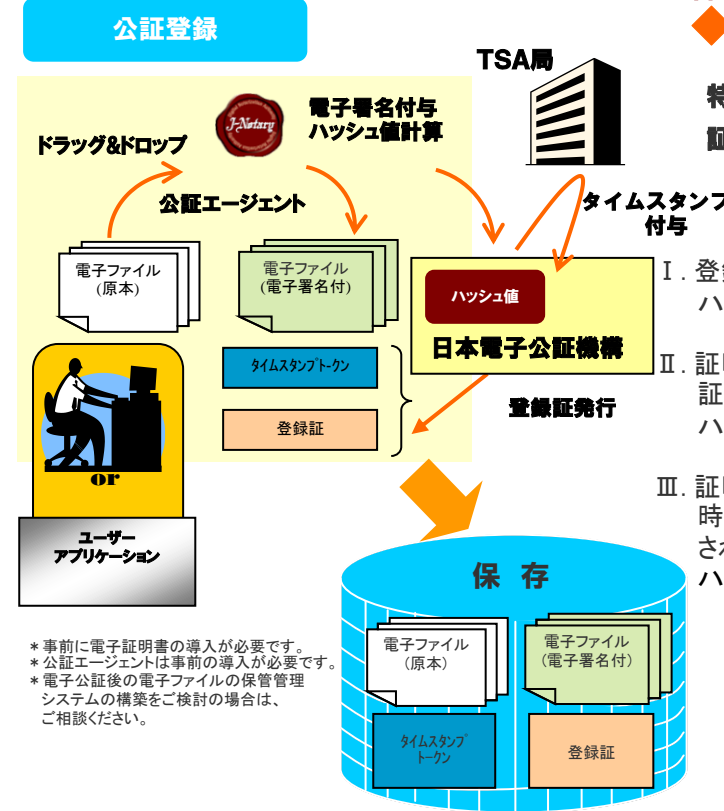
電子署名法 認定認証事業

平成13年4月1日「電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)」が施行され、電子署名に押印や自筆署名と同等の法的効果が認められ得るものとなりました。同法は、主務所省令により一定の基準を定め、その条件を満たす認証業務を特定認証業務として認定する制度を定めました。iPROVEは、この一定の基準に適合した認定認証事業として、平成13年12月14日に主務大臣(総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣)より認定を受けております。

*「e-Japan戦略II加速化パッケージ」の重点施策の一つとして平成17年4月1日に施行された「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(e-文書法)」では、国税関係帳簿書類の電子計算機を使用した保存に際して、認定認証事業者の電子証明書を付した電子署名の適用を定めています。iPROVEは、e-文書法に定められた電子署名の要件を組み入れ、且つ、電子署名法で許される最長5年間有効の証明書の発行も可能としています。



Service Model



* 事前に電子証明書の導入が必要です。
* 公証エージェントは事前の導入が必要です。
* 電子公証後の電子ファイルの保管管理システムの構築をご検討の場合は、ご相談ください。

日本電子公証機構による ◆ 先使用权の立証支援サービス

特定の電子文書について「誰が作成」「いつ作成」「非改ざん」の証明書を発行

- I. 登録証ファイルの情報から、日本電子公証機構がお預かりしているハッシュ値を特定。
- II. 証明時に証明対象ファイルから計算されたハッシュ値と、署名時に証明対象ファイルから計算され電子署名ファイルに格納されていたハッシュ値とを比較。
- III. 証明時に電子署名ファイルから計算したハッシュ値と、タイムスタンプ時に電子署名ファイルから計算されタイムスタンプトークンに格納されていたハッシュ値と、日本電子公証機構がお預かりしていたハッシュ値を比較。

以上、すべてが等しい場合に公証証明書を発行します。

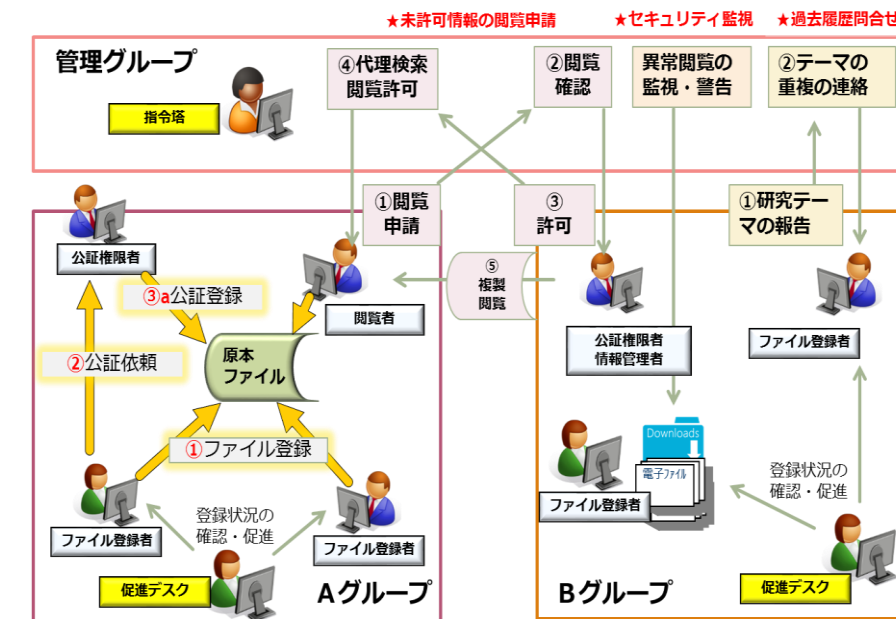
◆ 重要文書管理体制構築のご提案

電子公証とFilePro.®(管理システム)により、重要文書の管理と活用を実現。

※ご提案・構築・導入サポートについては、(株)システムコンサルタントが行います。

重要文書管理体制構築の概要

- I. 登録するファイルを重要文書に限定する。
- II. 権限設定は、アクセス権の付与を最小にすることで、秘密管理性を高める。
- III. 電子ファイルの原本証明機能
電子公証サービスによって、原本の存在を証明する。
- IV. 削除、変更防止機能
登録後、電子公証したファイルは、削除や変更ができない。
- V. ログの監視画面
異常なダウンロードやアクセスを、監視画面で確認することで、情報漏えいを防止する。
- VI. 指令塔や促進デスクなどの担当者が関与することで、秘密管理性を維持したまま、情報共有を実現する。



Profile

商号

資本金
主要株主
設立
代表者
公的資格

株式会社日本電子公証機構
Digital Notarization Authority
4億500万円
株式会社システムコンサルタント
平成12年4月27日
代表取締役社長 木下 仁
特定認証業務 認定業者
平成13年12月14日取得

